

小久慈小学校 いじめ防止基本方針（概略版）

基本的な考え方

学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送れるよう教育活動を推進します。

校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法による)

「いじめ」とは、その子どもが在籍している等、一定関係の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものを言います。

いじめの早期発見のために

アンケート調査を実施し、児童や保護者から定期的に情報を収集します。

また、日常の児童観察、職員間の情報共有を大切にするとともにスクールカウンセラーとの連携を密にし、情報の収集を行います。

いじめの認定

行われた行為がいじめかどうかは、法律に基づいて判断します。

1. 被害を訴えた子ども、訴えられた子どもがどちらも児童であること
2. 一定の人間関係にあること
3. 心理的・物理的影響を与える行為があったこと
4. 心身の苦痛を感じていること

以上4つのすべてに該当した時に法律上「いじめ」と判断されます。学校では「いじめたかどうか」ではなく行った行為が法律でいじめに当たるかどうかを判断し対応します。日常起こりうるトラブルについても、子どもに寄り添って判断します。

いじめ防止対策のための組織と取組

学校では、いじめ防止委員会を設置し、いじめの早期発見、早期対応を行います。

内 容：アンケート(子ども、保護者)の実施、集計

定例会(学期1回)アンケートを踏まえての協議・対応の決定

研修会の推進

構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任

(必要に応じて 特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

その他：重大事案が発生した場合には、関係機関とも連携して対応する。

※重大事案—自殺の企図、障害を負う、精神疾患の発生、違法行為等

※関係機関—教育委員会、学校評議員、民生児童委員、警察、福祉関係者等